

令和2年度
香川県空き家再生コンテスト
募集要領

令和2年6月



香川県土木部住宅課

目次

1	事業の趣旨	1
2	対象となる空き家の条件について	1
3	応募者資格及び応募点数について	1
	（1）応募者資格	1
	（2）応募点数	1
4	応募の手続きについて	2
	（1）応募書類	2
	（2）応募期間	2
	（3）応募先・問い合わせ先	2
	（4）応募方法	2
5	選考方法等について	2
	（1）審査基準	2
	（2）審査の方法	3
	（3）審査結果	3
6	表彰	3
7	応募書類等の取扱い	3
	（1）書類の返却	3
	（2）著作権	3
	（3）個人情報	3

応募様式

（様式1）

（様式2）

1 事業の趣旨

近年、全国的に空き家が増加しており、本県においても、人口減少や高齢化の進行等に伴い、空き家が増加しています。

空き家が放置されると、周囲への悪影響や資産価値の低下など様々な問題が発生します。

このため、県では、老朽化して危険な空き家の除却に対し、補助を行う市町への支援のほか、空き家の増加を抑制し、空き家の適正管理や利活用を促すため、県民向けの空き家対策セミナーや個別相談会を開催するなど、総合的に空き家対策に取り組んでいるところです。

空き家対策において、空き家の利活用を検討する際、「市場価値の低い空き家をどう有効利用するか。」という課題に直面します。利便性の良い市街地の空き家は、市場価値も高いため、売買契約が成立する可能性も高いですが、郊外や再建築が難しい空き家など、立地条件が不利な空き家については、売買契約が成立せず、そのまま放置され、さらに老朽化が進んでしまうケースがあります。

そこで、空き家の利活用を一層促進するため、県内において様々な状態や条件の空き家を再生、活用した事例を募集し、優秀事例を広く紹介する空き家再生コンテストを実施します。

2 対象となる空き家の条件について

- (1) 住宅^{*1}として建築された後に空き家となった県内の物件であること。
- (2) 改修工事等^{*2}を行い、利活用を図ったものであること（再生後の用途は問いません。）。
- (3) 改修工事等の施工者（元請業者）が県内の事業者であること。
- (4) 改修工事等を令和2年9月30日までに実施した物件であること。
- (5) 再生、利活用した空き家本体に建築基準法等関係法令に明らかな違反がないこと。
- (6) 過去に当コンテストに申込を行っていない物件であること。また、他の公的機関で実施された同種のコンテスト等に入選したものは対象外とします。

※1 「住宅」とは居住の用に供されている建築物をいい、併用住宅を含みます（この要領という併用住宅とは、住宅の用途に供する面積が過半となる建物をいいます。）。

※2 「改修工事等」とは増築、模様替え、修繕等をいいます。

3 応募者資格及び応募点数について

(1) 応募者資格

応募者は、当該空き家の所有者、管理者若しくは入居者（以下、所有者等という）、設計者、施工者のいずれか1名とします。ただし、所有者以外が応募する場合には、所有者の同意が必要です。【2次審査（現地審査）における物件への立入りや、提出いただいた画像の使用等について同意をいただくものです。】

(2) 応募点数

同一応募者による応募点数に関する制限はありません。

4 応募の手続きについて

(1) 応募書類

次表の1～5の図書を提出してください。

書類番号	様式番号	応募書類
1	様式1	応募申込書
2	様式2	応募物件の概要
3	—	各階平面図（再生前・再生後）※1
4	—	付近見取り図
5	—	建物の画像（再生前・再生後） 外観3面（日中撮影したものに限り）、内観3～4面※2

※1 原則として設計者が作成した縮尺100分の1の図面としてください。

※2 画像は再生前、再生後がわかる画像を必ず添付してください。

⑩ 上記の内容を保存した電子データ（CD-R）も併せて提出してください。

画像・図面については、JPEG形式形式で提出してください。

⑩ 応募書類は「(3) 応募・問合せ先」で配布するほか、香川県住宅課の専用サイト「香川県空き家ポータルサイト」(<https://akiya.pref.kagawa.lg.jp/>) からダウンロードできます。

(2) 応募期間

令和2年7月1日（水）～9月30日（水）

注 郵送の場合は9月30日（水）必着とします。

(3) 応募・問合せ先

香川県土木部住宅課 住生活企画グループ

〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号（県庁東館7階）

TEL：087-832-3583

FAX：087-806-0247

E-mail：jutaku@pref.kagawa.lg.jp

(4) 応募方法

郵送又は直接応募先へお持ちください。

5 選考方法等について

(1) 審査基準

次に掲げる審査項目について、審査委員が総合的に審査します。

①地域活性化に貢献しているか。

②立地条件を克服するような取組みがなされているか。

③空き家利用者のニーズに応えているか。

④コストの縮減に努めているか。

- ⑤既存住宅の良さを活かしているか。
- ⑥空き家活用について創意工夫が見られるか。

(2) 審査の方法

- ① 1次審査：審査委員で構成する審査委員会がすべての作品について書類審査し、入賞候補作品を決定します。
- ② 2次審査：入賞候補作品について、審査委員が現地で所有者等及び設計者若しくは施工者からヒアリング等を行ったうえで、入賞作品を決定します。
※審査当日は物件内部への立入り及び写真撮影を行いますので御了承ください。立入り制限箇所がある場合は、応募物件の概要（様式2）に記載ください。
※審査当日は、所有者及び設計者若しくは施工者の立合いをお願いします。
③ その他、審査に必要な事項については、審査委員会で決定します。

(3) 審査結果

- ① 1次審査の結果については、応募者に書面で通知します。
※入賞候補作品に選ばれた方には、2次審査（現地審査）について通知します。
- ② 2次審査の結果については、県ホームページ等で発表するとともに、入賞作品の応募者には書面で通知します。

6 表彰

- ・最優秀賞 1点 賞状、副賞（県産品詰め合わせ5万円相当）
 - ・優秀賞 数点 賞状、副賞（県産品詰め合わせ1万円相当）
- ※応募者（所有者等、設計者または施工者のいずれか1名）に賞状を贈呈します。
また、所有者には副賞を贈呈します。
※賞状、副賞は郵送するものとし、表彰式は行いません。

7 応募書類等の取扱い

(1) 書類の返却

応募書類は、返却しません。

(2) 著作権

応募書類に記載された情報及び使用された画像は、県ホームページをはじめとする広報活動に利用させていただく場合がありますので、無償使用について、承諾のうえ応募してください。

(3) 個人情報

応募により取得した個人情報は、目的以外には使用しません。なお、前項に記載の広報活動に使用する場合は、物件の所在地（市町名まで）、設計者及び施工者の情報（住所、電話番号含む）、物件の画像以外は記載しません。